

旧中野刑務所正門にかかる学術調査結果について

標記の件について、旧中野刑務所正門について、保存活用に向けた当該施設の沿革などの資料収集調査や構造、劣化度等の現状を把握する建物調査とともに、旧中野刑務所正門にかかる移築（曳家）の検討等を行った。

今般、当該調査が終了したため下記のとおり報告する。

記

1 旧中野刑務所正門学術調査内容について

(1) 設計者後藤慶二について

後藤慶二の略歴と旧中野刑務所の経緯

(2) 旧中野刑務所の沿革

豊多摩監獄以前から旧中野刑務所時代までの沿革

(3) 資料調査からみる正門の変遷

古図面・古写真等の資料調査による正門の変遷

(4) 建物調査

平面計画、煉瓦積、小屋組、建具、仕上げ、外構、破損状況等

(5) 文化財としての価値

旧中野刑務所正門の文化財としての価値

(6) 保存活用に係る検討

復原方針、修理方針、耐震補強方針および移築（曳家）の検討

2 旧中野刑務所正門にかかる移築（曳家）の検討結果について

(1) 移築（曳家）工事方法の検討

旧中野刑務所正門の外周を掘削し、正門全体を持ち上げ、西に100メートル移築（曳家）する方法を検討

(2) 移築（曳家）に伴う文化財価値への影響所見について

別紙「曳家に伴う文化財価値への影響所見について（抜粋）」のとおり

(3) 移築（曳家）にかかる工程と概算について

①移築（曳家）工程と想定期間について

ア 基本計画	12か月
イ 基本設計	6か月～10か月
ウ 実施設計	6か月～10か月
エ 適用除外手続	12か月
(※上記「ウ 実施設計」との重複期間6か月間を含む。)	
オ 移築（曳家）工事	30か月

②移築（曳家）工事等概算経費

495,957千円

3 旧中野刑務所正門の保存方針について

今後、教育委員会に当該調査結果を報告しつつ、旧中野刑務所正門の保存方針について再検討を行う。

曳家に伴う文化財価値への影響所見について（抜粋）

1 オーセンティシティの視点からみる、現地保存の優位性

一般的に、建物の保存は、文化財保存の原則であるオーセンティシティ※（真正性）の視点から、現地で保存されることが望ましい。また、建物を保存するということは、その建物が建てられた経緯や土地の履歴といった歴史も継承し残すということであり、現地保存を原則とする考え方が前提となっている。

昭和58年（1983）に正門以外が解体された旧中野刑務所において、多くの人の尽力によって残すことのできた正門は、旧中野刑務所がかつてそこに存在していたことを示す唯一の建物である。

なお、今回調査を行った現地基礎試掘調査により、現状の地盤高さは創建時地盤に盛土されたものであることが判明した。このことから、現地保存の場合であっても、創建時の建物と地盤の高さの関係を正確に復原しようとする場合には、正門の揚家、新設基礎の設置、正門の据え付けといった一連の工程を要することとなる。

2 曳家工事による建築的価値の保全

上記の通り、現地保存が行われることが原則とされるものの、その建造物の保護のためにどうしても必要な場合に許されるのが、移築保存という方法であり、文化財としての価値が損なわれることなく保存されている文化財建造物は少なくない。

次に歴史的建造物を移動し保存する技術としては、解体移築と曳家が挙げられる。特にコンクリート造や組積造（煉瓦造、石造等）の解体移築では、部材は残るが建設当時の構法は損なわれ、建築的価値が著しく損なわれる危険性が伴う。一方、曳家は解体せずに移動ができ、部材や構法はそのまま移築することが可能であるため、解体移築に比べて建築的価値は保全されると考えられる。

3 旧中野刑務所正門における曳家工事の可否検討

今回の調査により、本建物の基礎深さは当初GL-850mm（現況GL-1400mm）程度で、煉瓦積の根積み基礎の下に厚350mmのコンクリートが打設されていることが確認された。（本調査ではこれらの基礎の範囲及びコンクリート強度、鉄筋の有無等については未確認）

また上部構造の煉瓦壁等には、曳家工事に支障を来すような破損劣化は見られず、今後詳細な調査を行い、適切な構造検討を行った上で補強を行えば、基礎や壁、小屋組といった構造体を保持したまま曳家を行うことが技術的に可能と判断され、曳家工事の専門業者へのヒアリングにおいても、同様の意見を得ることができた。

また、現在も調査を進めている事例調査においても、詳細については調査中ではあるものの、煉瓦建造物の曳家事例は確認されており、本建物の曳家が技術的に可

※オーセンティシティ：ユネスコによる世界遺産の審議に必要な国際用語。東京文化財研究所・文化遺産国際協力センター「世界遺産用語集」にて、「真正性」と翻訳され、普及している。

能と考えられる。

4 都市基盤施設と歴史的建造物の共存を図り、長期的な保存と有効活用を考える

昨今、都市構造の変貌により、都市と歴史的建造物との共存が難しくなってきた。歴史的建造物の存在価値にもよるが、変貌する都市空間において、本来の機能を終えた建物を単にモニュメントとして保存するだけでは、住民のコンセンサスは得られにくく、歴史的建造物としての価値を保存しながら空間の活用を図り、地域の活性化に展開することが、都市における歴史的建造物の有効活用と考えられる。

建物の文化財価値としては、現在地で保存することや、材料的、構法的価値を損なわずに保存することが重要な論点となる。しかし、小学校という都市基盤の向上に必要な施設の敷地内に歴史的建造物が位置することから、建物単体の文化財価値だけでなく、都市基盤施設と歴史的建造物の活用を含めた共存を考える必要がある。

5 曳家に伴う文化財価値への影響所見

平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法では、文化財の保存と活用の両立が謳われている。基本的な考え方としては、文化審議会の第一次答申¹⁾に「文化財は一度壊れてしまえば取り返しのつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識の下に、適切な取り扱いがなされる必要がある。(中略)適切な保存と活用の在り方を整理し保存を確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要である。」と示されている。これを前提として、都市基盤施設と歴史的建造物との共存を考えたとき、技術的に可能で、かつ、区民の合意を得てより良く長期的に活用されるのであれば、曳家は建築物としての意匠・材料・構法を損なわず保存ができるひとつの選択肢であるといえる。しかし、歴史の継承といった現地保存の価値は失われ、オーセンティシティ（真正性）の視点では課題が残る。ただし、こと建物と地盤の高さの関係においては、曳家の場合の方が創建時の高さ関係に復原整備することが現地保存に比べて容易である。

なお、文化庁通知²⁾によれば、「文化財の現状を変更してはならない部分と、変更もやむを得ない部分を十分に議論して認知しておく必要がある」との指摘があることから、現状変更に相当する曳家については、その必要性について慎重な判断が求められる。

引用文献

- 1) 文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」2018.12.8
- 2) 文化庁「重要文化財(建造物)の活用について(通知)」1996

参考文献

- ・黒沼義博「曳家による近代建築の保存活用と都市基盤整備―旧JR奈良駅舎本屋を事例として―」2012